

不動産鑑定業者の登録申請について

- ・更新の場合は、有効期間満了の30日前までに申請して下さい。

提出書類

提出部数は、正本1部、副本1部です。

○…必須 △…場合により必須 ×…不要

	法人である場合	個人である場合	備 考
登録申請書 (様式7)	○	○	
不動産鑑定業経歴書 (様式8-イ)	○	○	
不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の氏名 (様式8-ロ)	○	○	
誓約書 ※法人業者2種類、個人業者1種類	○	○	
登録申請者の略歴書	○	○	
役員の略歴書	○	×	「登録申請者の略歴書」を用いて作成する。
専任の不動産鑑定士の略歴書	○	○	登録申請者と同一人の場合は「申請者に同じ」と記入する。
定款または寄付行為(写し)	○	×	
商業登記簿謄本(登記事項証明書)	○	△	個人であって登記されている場合は提出する。
事務所ごとに専任の不動産鑑定士を備えていることを証する書面 (法第35条第1項に規定する要件を備えていることを証する書面)	△	△	代表者が専任の不動産鑑定士の場合は不要。
専任の不動産鑑定士の不動産鑑定士(補)登録通知書(写し)	○	○	
登録申請者及び専任の不動産鑑定士の住民票	△	△	住民基本台帳ネットワークシステムを利用する場合は不要。 日本国籍を有しない方は登録原票記載事項証明書を提出する。

- ・官公庁の証明書類は、発行日から3ヶ月以内のものであること。